

平成十三年六月二十九日受領
答弁第一〇八号

内閣衆質一五一第一〇八号

平成十三年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員永田寿康君提出国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員永田寿康君提出国務大臣の国会審議に対する姿勢に関する質問に対する答弁書

1について

お尋ねの要請書の送付（以下「本件要請」という。）は、閣議で決定した方針に基づいて行われたものではない。本件要請は、国会の議論に関して適切な報道がなされることの重要性等にかんがみ、その内容及び方法の点で適当ではなかったと考えており、福田内閣官房長官から、田中外務大臣に二度とこうした行為を行わないよう厳重に注意したところである。今後、国務大臣がこのようなことを行うことがないように対処してまいりたい。

2について

お尋ねの衆議院外務委員長に対して電話をかけたこと（以下「本件行為」という。）は、閣議で決定した方針に基づいて行われたものではない。本件行為が、結果として、委員会における質問につき、同委員長に対して不適切な働き掛けを行ったものと受け取られるものであったことは遺憾であり、福田内閣官房長官から、田中外務大臣に二度とこうした行為を行わないよう厳重に注意したところである。今後、国務大臣がこのようなことを行うことがないように対処してまいりたい。